

ご存知ですか？

政府から対象者に給付金が支給されます

# B型肝炎給付金



## 対象者とは

- 現在、B型肝炎ウイルスに感染している
- 昭和16年7月2日～昭和63年1月27日生まれ

☞ 2つともあてはまる方は、  
B型肝炎給付金の対象者となる可能性があります。

※下記の方も対象者となる場合があります。

- 上記の方から母子感染した方
- 上記の方のご遺族（相続人）

そういえば  
小学生のとき  
みんなで並んで  
予防接種を  
受けたっけ！

もしかしたら私も  
対象者かもしれない

よし予約して  
相談会に  
行ってみよう！



対象者は最大で40万人以上といわれています。  
まずは、あなたが対象者かどうか  
相談会で確認してみませんか？



弁護士  
柏木研一郎

## 無料相談会

12/16 (土) 9:30-18:30

弘前市民文化交流館  
多世代交流室 D  
(弘前駅前ヒロ口3階)

- ・個室で30分の個別相談です。
- ・予約時間ちょうどにお越しください。
- ・ご来場が難しい方はお電話でもご相談いただけます。0120-918-862まで。

ご予約ください  
0120-918-862  
(平日9時～17時半)

詳しくは裏面をご覧ください

# B型肝炎給付金とは？

**集団予防接種による感染者に  
国から給付金**

B型肝炎給付金は、幼少期に受けた集団予防接種等の注射器の連続使用により、B型肝炎ウイルスに感染した方やその相続人などに対し支払われるものです。

## 詳しい弁護士に相談を

国に給付金を請求できるかどうかの判断には、法的な判断が必要になります。ご自分であきらめたりすることなく、必ずB型肝炎給付金に詳しい弁護士に相談をしてください。  
**初めて弘前市で  
相談会を行います**

当事務所は、平成23年夏という全国でも非常に早い時期に相談を始めました。平成29年9月末日現在すでに4475件の相談をお受けし、提訴・解決件数は591件にものびります。  
過去にご相談・ご依頼くださった方の中には、青森県内出身の方が多くいらっしゃったことから、このたび弘前市での相談会を行うことになりました。B型肝炎給付金を多数手掛けてきた弁護士と直接お話しできる貴重な機会となりますので、ぜひご予約ください。

## 電話相談も可能です

ご来場が難しい場合には、電話相談も可能です。0120(918)862までお気軽にお電話ください。

## B型肝炎ひとくちメモ①

「肝炎ウイルス検査を受けたことがない方へ」

過去に検査を受けたことのない方は、保健所等で無料で検査を受けることができる場合があります。自治体の情報をご確認のうえ、必ず一度は肝炎ウイルス検査を受けるようにしましょう。

## B型肝炎ひとくちメモ②

「通院していない方へ」

ご存じですか？B型肝炎ウイルスに感染している場合は、原則的に専門医に通院する必要があります。症状がないからといって、通院が必要ないわけではありません。この機会に、ぜひ専門医の先生の検査・診療を受けてみましょう。

| 給付金の一例         |        |
|----------------|--------|
| 死亡・肝がん・肝硬変(重度) | 3600万円 |
| 肝硬変(軽度)        | 2500万円 |
| 慢性B型肝炎         | 1250万円 |
| 無症候性キャリア       | 50万円   |

※「無症候性キャリア」以外は、発症から20年以内の場合です。  
※その他、訴訟手当金・定期検査費・母子感染防止医療費などがあります。詳しくは、弁護士に直接お聞きください。

## 受給した方の声

『新しい治療に希望が湧きます』



H.Nさん  
(60代)  
軽度の肝硬変  
2500万円受給

20代で献血をしてキャリアと判明、その後慢性肝炎に。50代で肝硬変を発症。  
H25.5 当事務所の相談会にて相談  
H25.7 契約  
H26.7 給付金受給

「以前、肝移植は高額(1000万円以上)と言われ諦めたことがありましたが、もしそのとき給付金制度があったら...と思えました。今まで高い医療費がかかってきましたし、これからもかかるだろうと思うと不安でしたが、給付金が補てんになるので安心です。最近はいPS細胞のニュース等もあり、新しい治療法に挑戦できると思うと、希望が湧きます。」

## 『安心して定期検査に通えます』



M.Yさん  
(60代)  
無症候性  
キャリア  
50万円受給

40代で頸椎を痛めキャリアと判明。肝臓に不調はなく定期検査はしていなかった。  
H25.4 当事務所にて相談  
H25.7 契約  
H26.11 給付金受給

「給付金がでたので、金銭的な心配をすることなく定期検査に通うことができます。今後、もし何かあっても安心です。」

## 相談会ファックス予約用紙

FAXでもご予約いただけます。切り取らずに送信してください。当事務所からの電話で予約確定となります。

FAX 045-780-3518 マイタウン法律事務所宛

|             |   |
|-------------|---|
| (フリガナ)氏名    |   |
| 電話番号        |   |
| 希望時間をご記入下さい | 12月16日(土) 9:30~18:30<br>弘前市民文化交流館 多世代交流室D (ヒロコ3階)<br>ご希望時間 (時 分頃) |

東京弁護士会・神奈川県弁護士会所属 弁護士法人マイタウン法律事務所

## マイタウン法律事務所

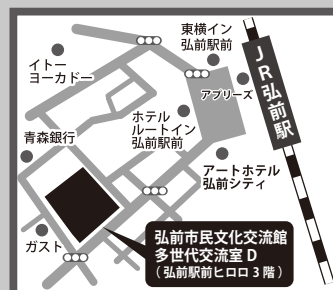
東京事務所 : 東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビルディング6階  
新横浜事務所 : 横浜市港北区新横浜3-7-3リーフスクエア新横浜ビル4階  
青葉台事務所 : 横浜市青葉区青葉台1-6-14エキニア青葉台4階  
二俣川事務所 : 横浜市旭区二俣川1-2二宮ビル3階  
金沢文庫事務所 : 横浜市金沢区金沢東2-16-34KUビル4階  
茅ヶ崎事務所 : 神奈川県茅ヶ崎市元町4-1山口ビル2階

## 無料相談会

12/16(土)  
9:30-18:30

弘前市民文化交流館  
多世代交流室D  
(弘前駅前ヒロコ3階)

【アクセス】  
弘前駅より 徒歩3分



〒036-8003 弘前市駅前町9-20

ご予約ください ☎0120-918-862 平日9時~17時半

## 無料電話相談

ご自身が対象者になりそうかどうか、電話で簡単に確認いただけます。お気軽にお電話ください。

☎0120-918-862 平日9時~17時半

弁護士西雄一郎

